

2012年12月19日

長崎県知事 中村法道様

石木ダム建設絶対反対同盟  
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会  
水問題を考える市民の会  
石木川まもり隊  
石木川の清流とホテルを守る市民の会

### 石木ダム事業認定に関する公開質問書の回答に対する反論

私たち5団体は2012年10月8日付けで長崎県知事の中村法道様に対し石木ダム事業認定に関する公開質問書を提出し、10月18日（木）までに回答をいただくようお願いいたしました。ところが、その回答は平成24年10月26日付けで回答期限を無視したうえ、長崎県土木部河川課長名で送付されました。推進派の団体には至れり尽くせりのうえ、知事が直接会って要望書等を受け取っておられるのに、この差は何ですか。県の政策に反する者は嫌いですか。私たちは中村知事あなたに回答を求めているのです。知事の本音を知りたいのです。

そこで、河川課長名で出された回答書に対し反論を提出しますので、月 日までに知事名で改めて回答を求めます。

- 1 国土交通省から通知された対応方針「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」に対しどのような努力をされましたか。

この質問に対する河川課長の回答は、いかにも訪問を繰り返し努力したかのように記述されていますが、「実績づくり」のパフォーマンス以外の何物でもありません。知事あなたは、過去に4回、報道を入れずに川原地区住民の率直な訴えを聴くと言って住民と会われましたが、県は一方的に約束を反故にし、有識者会議の資料に計上して実績づくりの口実に利用しました。「私たちは県に騙されてばかりです。」「そんなにダムが造りたいのなら、私達を殺してから造れ。」と川原地区の住民は言っています。「私たちはここに住み続けたいだけです。」と訴えています。河川課長は、「・・・、未だに、話し合いに応じていただけない状況が続いているところです。」などと言っていますが、話し合いの道を閉ざしているのは反対地権者ではなく県当局そのものです。半世紀近くも関係住民を苦しめ続けておきながら、あまりに軽々しい姿勢ではないですか。事業認定庁の九州地方整備局も長崎県が提出した事業認定申請の取り扱いに苦慮しています。地域の方々の理解を得られるよう努力するためには、まず事業認定申請を取り下げることが必要です。

- 2 私たちは、長崎県が事業認定申請を取り下げて、石木ダム建設事業について白紙の状態で話し合うことを求めます。公開の場で双方が納得のいくまで討論し合うことは、「地域の方々の

理解を得る努力」のひとつとして評価されると思いますがいかがですか。

反対地権者は、国の有識者会議の傍聴を求めて2012年2月22日と4月26日に上京しました。当然の権利である傍聴を求めた2月22日の有識者会議は流会し、4月26日の会議は約150名の国交省職員から封鎖され傍聴は叶いませんでした。この異常さを見たとき、事業認定庁（国交省）が中立的、第三者などと言い繕う欺瞞は絶対に許されるものではありません。

「その手続きの中では、公聴会の開催など、住民参加の機会も確保されているため、事業認定は、話し合いの進展を図るうえでも有効な手段と考えております。」と、余りにも白々しい回答をされていますが、事業認定手続きの進展を過去の例に照らした場合に、この態度は権力者の態度そのものを感じます。が、もしかしてこの文は、“事業認定手続きの中で長崎県は、『双方が納得のいくまで討論し合う公開の場』を設ける”という意味ですか？

3 石木ダム事業は諸々のデータを精査すればすでに破たんしています。この際勇気ある撤退を検討する時期と思いますがどうですか。

河川課長の回答では、長崎県の治水論、利水論が破綻していることは明白です。反対同盟等がまとめた「市民の手による石木ダムの検証結果」の方が理論的です。なぜかというと、「石木ダムありき」ではないからです。「石木ダムありき」では河川課長のような回答になってしまいます。これでは何も解決しません。

治水論に関しては論外です。地元では、長崎県の担当者が当初「治水は付け足し、付け足し、国から金を多くもらうための方策で多目的ダムで計画した」と言ったことが周知の事実として語り継がれているのです。回答書のようなことを言う前に、ポンプ設備の設置や堤防嵩上げなど川棚町の内水面水害の対策をしてください。

利水論に至ってはもう話にならないです。「なんで過去の渇水のことしか言わないのかな」と、疑ってみたいくなります。実績値が示しているように、予測値とかけ離れた水需要の減少です。今年度厚生労働省から求められている水道施設整備事業の再評価が遅れているのは、石木ダムでの新規開発水量日量4万トンと結論付けた水需要予測値があまりにもずさんだったことが明らかになったからでしょう。水がないないと言いながら宅地開発等の規制を掛けない行政は片手落ちでしょう。更に新たな水需要に合併地域との水道統合を計画して、石木ダム必要論を生き返らそうと目論むことは言語道断です。

計画から既に半世紀も経って、石木ダム事業は破たんしていることが明白なのに、いつまで住民を苦しめるのですか。いつまで税金の無駄使いを続けるのですか。

「石木ダムありき」ではなく、石木ダム事業からの撤退を真剣に検討してください。

連絡先

〒857-0851 長崎県佐世保市稲荷町27-31

宮野 和徳

(電話：0956-31-2782)